

2021年度 労務管理オンライン講習会

講義1 「労働相談から学ぶ労務管理について」

さいたま労働基準監督署 第4方面主任監督官 上岡基洋

年次有給休暇

- 労働基準法第39条に定める年次有給休暇は、業種、規模に関係なく、原則的に全ての事業場の労働者に適用される。

2019年4月1日以降、年10日以上の子年次有給休暇を付与される労働者に対しては、労働者が請求しなくても1年間に5日は使用者が時季を指定して取得させなければならない。

- 有給休暇取得義務化の対象者は、有給休暇の付与日数が10日以上である労働者（管理監督者や有期雇用労働者を含む）に限る。

労働相談事例

年次有給休暇に関する相談

相談1 会社は年次有給休暇について、何も言ってくれない。年次有給休暇を取る場合、どうすればいいか。（労働者）

相談2 6か月勤務した労働者に年次有給休暇を10日与えようとしたら、その労働者が6か月後の退職を申し出てきたため、5日だけ付与したいと思う。そういう取り扱いでいいか。（使用者）

相談3 年次有給休暇の賃金として通常の賃金を支払うこととしているが、日によって所定労働時間や時間帯が異なる時給制のパートの賃金額はどうすればいいか。（使用者）

相談4 「今月末で辞めたい」と申し出た労働者が「残ってる年次有給休暇を全部取って辞めたい」と申し出て、今日から休んだ。今月末まで2週間以上もあり、そんな場合でも年次有給休暇を与えないといけないか。（使用者）

相談5 定年で退職した労働者を引き続き嘱託として雇用することにした。年次有給休暇はどうなるか。（使用者）

相談6 年5日の年次有給休暇の時季指定について、指定したのに年5日以上取得できない労働者がいた場合、法違反に問われるか。（使用者）

相談7 年5日の年次有給休暇の時季指定について、基準日からの1年間の期間中に休業期間がある労働者や、途中で退職する労働者についても、5日取得させる必要があるのか。(使用者)

相談8 前年度からの繰越分の年次有給休暇を取得した場合、その日数分を使用者が時季を指定すべき年5日の年次有給休暇から控除することができるか。(使用者)

相談9 会社では、これまで土曜日は休日としていたが、会社の休業日を減らさずに年次有給休暇の付与義務を果たすために、週の土曜日を年5日について労働日とし、その日に年次有給休暇の時季指定をすることにしてよいか。(使用者)

相談10 退職するので、今まで使わなかった年次有給休暇を買い上げてもらうよう会社に請求したが、いい返事をもらえなかった。
年次有給休暇も取らず、一生懸命働いてきたので、会社は年次有給休暇の買い上げをしてくれてもいいと思うがいかがか。(労働者)

相談11 就業規則では年次有給休暇は3日前に請求することになっているのに、労働者から当日の朝になって理由もはっきり言わず「休みたい。」と言ってきた。
その場合でも年次有給休暇を認めないといけないか。(使用者)

資料1 年5日の年次有給休暇の確実な取得 わかりやすい解説

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463186.pdf>

資料2 働き方改革関連法に関するハンドブック

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/content/contents/000465408.pdf>